

2008年8月29日

クラス3(P&I)メンバー各位
クラス6(FD&D)メンバー各位

バンカー条約の発効 - 締約国による証書発給
(Entry into force of the Bunkers Convention - State Certification)

メンバーには『2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約』(「バンカー条約」)が2008年11月21日に締約国(最新のリストは末尾に掲載)で施行されること、また「P&I保険国際グループ」(IG)加盟クラブは同条約で求められる「ブルー・カード」発行に同意していること、さらには締約国の登録船舶は同国発給の証書を取得すればよいこと、について先にお伝えした(参照すべきクラブ・サーキュラー : 2008年5月13日付け「バンカー条約の発効 - 証書取得要件およびブルー・カード発行と締約国の証書発給」および2008年7月付け「バンカー条約の発効 - 証書取得要件とブルー・カード発行に関する更新情報」)。

非締約国の登録船

非締約国の登録船でありながら、条約施行日以降に締約国内に寄港する、あるいは締約国内の沖合施設を往来することを理由に証書を必要とする各船は、締約国の発給する証書を同国から取得せねばならない。締約国との話し合いによれば、多くの締約国には、条約施行日以降に自国の領海内に寄港する、あるいは自国領海内の沖合施設を往来する当該各船に対し、本船の寄港が予定される十分な証拠が提出されれば証書発給に応じる用意があるようだ。

今のところ少数の締約国が、非締約国の登録船舶に対し、同船舶が条約発効日以降に同締約国領海内に寄港するか否か、あるいは領海内の沖合施設を往来するか否かにかかわらず証書を発給することに同意している。「ブルー・カード」はそのような船舶に対し証書を発給する用意のある締約国に宛てられるべきことから、今後IG加盟クラブは非締約国登録船に対する「ブルー・カード」を(それら同意した諸国に宛てて)発行することが可能となった。

理想を言えば、本船が締約国内の港や沖合施設に行く場合は、証書は依然として当該締約国の発給機関から取得すべきだ。しかしそれが不可能であっても、今後は非締約国の登録船は次のいずれかの機関から証書を取得できる。

UK

CLC Bunkers 2/13

Maritime and Coastguard Agency

Spring Place

105 Commercial Road

Southampton

SO15 1EG

UK

Telephone: +44 (0)23 80329110 (public enquiries)

Fax: +44 (0) 23 8032 9447

Internet: <http://www.ukshipregister.co.uk/ukr-home/forms.htm>

Email address (s): bunkers@mcga.gov.uk

General Enquiries: infoline@mcga.gov.uk

Contact person: Richard Tong, + 44 (0)23 80 839 562

Liberia

Liberian International Ship & Corporate Registry

ATTN: Bunker CLC Applications

8619 Westwood Center Drive, Suite 300

Vienna, Virginia 22182, USA

Email contact: clc@liscr.com

Tel: 1+ 703 790 3434

Fax: 1+ 703 790 5655

Cyprus

Director

Department of Merchant Shipping

Registrar of Cyprus Ships

Kyllinis Street, Mesa Geitonia

CY-4007 LIMASSOL

Cyprus

Telephone: +357 25 848 100

Fax: +357 25 848 200

E-mail: maritimeadmin@dms.mcw.gov.cy

Internet: www.shipping.gov.cy

Contact person(s): telephone direct: + 357 25 848 237

英国はまた、英国商船旗を掲げる船舶（バミューダ、ケイマン諸島、ジブラルタル、マン島、英領ヴァージン諸島の登録船舶）に対しても証書発給に同意していることにご注意いただきたい。それは、現時点では同国がバンカー条約の批准範囲を海外領土・王室保護領にまで広がっていないからだ。さらにキプロスについては、非締約国登録船に対する証書発給は発給件数を制限して同意していることにもご注意いただきたい。

少数の締約国(ドイツなど)はまた、実質的に同国に所在する、あるいは同国と経済的つながりを有する船主の非締約国登録船に対する証書発給にも同意している。そのような立場にあると思われるメンバー各位は、関係締約国当局に連絡された上で証書発給の対象となるか否かを確認されたい。連絡先は当方にお問い合わせいただければお知らせする。

上記締約諸国の事務管理上の負担軽減のため、非締約国登録船を所有されるメンバー各位には可及的速やかに当クラブに連絡され、クラブによるもっとも適切な発給締約国選択のお手伝いと「ブルー・カード」発行が可能となるよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

用船契約汚濁約款

1996年9月にクラブはサーキュラーを出し、タンカーの用船契約に挿入すべき改訂約款をお知らせしたが、これはCLC条約の1992年議定書と、米国OPA上の(賠償資力)証明に関する要件を反映させたものだ。ここに添付する新約款(添付書類)はバンカー条約の要件も考慮の上、それらをすべて一本化したものだ。本約款を用船契約に摂取される前に、メンバー各位には必要な証書取得が完了していることをご確認いただきたい。

バンカー条約締約国(2008年8月現在)

バハマ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、ジャマイカ、ラトビア、リトアニア、リベリア、ルクセンブルク、マーシャル諸島、ノルウェー、ポーランド、サモア、シエラレオネ、シンガポール、スロベニア、スペイン、トンガ、イギリス (24カ国)

(別紙添付書類あり)

以上

(翻訳)

ブリタニヤP&Iクラブ 日本支店

同様のサーキュラーがP&I国際グループ加盟の他クラブからも発行される。

本サーキュラーは専用バインダー Section 4. Pollutionにお綴じ下さい。

本サーキュラーは英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。

添付書類

汚濁に関する賠償資力担保責任

1. 船主は本用船契約期間中、以下の証明書を本船に備えることを保証する。

(a) 本船が1,000総トンを超え、かつ「2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」の締約国に登録されているか、もしくは同国領海内の港または沖合施設に入る必要がある場合は、同条約第7条に従い発給される証明書。

(b) 本船がばら積み貨物として持続性油を運送するために建造または改造され、かつ当該貨物を2,000トンを超えて運送している場合は、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」(適用される場合は1992年議定書)第7条に従い発給される証明書。

(c) 本船が300総トンを超え、かつ米国内の可航水域または港もしくは場所に入る必要がある場合は、1990年米国油濁法1016(a)および1980年包括的環境対応補償責任法の改正法108(a)に従い発給される証明書で、米国コーストガード規則33CFR Part138の要件を満たすもの。

2. 本用船契約中の印刷あるいはタイプされた相反するいかなる条項にもかかわらず、

(a) 上記(1)で求められる場合を除き、船主は本用船契約の履行において、いかなる国、州または領土のいかなる港、場所、領海あるいはその隣接水域であっても、そこに本船が合法的に入り、とどまり、またそこから出ることができるようにするため油濁または他の汚染損害について金銭的保証または支払能力を証明し、あるいは維持することを求められない。

(b) 上記(1)に定めるところを超えて、いかなる港、場所、あるいは水域であっても、そこに入り、とどまり、またそこから出るために金銭的保証または支払能力を証明し、または維持する一切の要求から生じ、船主が負担することになるであろういかなる損失、損害、責任あるいは費用(用船者が代替的航海の指示を即座に出さなかったことにより本船が被る遅延損害費用を含み、かつそれに限定されぬ)に関しても、用船者はこれを船主に補償し、船主に一切損害を及ぼさぬものとする。

(c) 上記(1)に定めるところを超えて、いかなる港、場所、あるいは水域であっても、そこに入り、とどまり、またそこから出るために金銭的保証または支払能力を証明し、または維持する一切の要求から生じ、用船者および(または)本用船契約に従い発行された船荷証券の所持人が被る損失、損害、責任または費用に関して船主は一切無責とする。

3. 用船者は、本用船契約に従い発行されるすべての船荷証券に本約款の規定が有効に摂取されることをここに保証する。